

監事監査報告書

平成 26 年 5 月 22 日

学校法人 聖マリア学院
理 事 長 殿
評議員会議長 殿

学校法人 聖マリア学院

監 事 山田 隆

監 事 永松 雄一郎



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人聖マリア学院寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人聖マリア学院の平成 25 年度の業務並びに財産の状況について下記のとおり監査を行った。

1. 監査対象期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
2. 監査実施日 平成 26 年 5 月 22 日
3. 監査内容、及び監査意見

私たちは監査にあたり、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人聖マリア学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上